

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日が休みの
翌日)

目次

- ◇告 示 健康保険法による保険薬剤師の登録、計量法による計量器定期検査の実施
- ◇告 示 小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業に係る許可の申請期間
- ◇告 示 昭和四十七年度上期高压ガス作業主任者試験の実施
- ◇告 示 昭和四十七年度前期技能検定の実施

告示

鳥取県告示第二百七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、西伯郡における計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百三十三条の規定により告示する。

昭和四十七年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
五月 八日	午前十時から 午後三時まで	中山町	下中山小学校
" 九日	" "	"	逢坂小学校
" 十日	" "	名和町	名和町役場
" 十一日	" "	"	"
" 十二日	午前十一時から 午後二時まで	大山町	大山町役場 大山出張所
" 十六日	午前十時から 正午まで	"	" 高麗出張所
" 十七日	午前十時から 正午まで	淀江町	大山町役場
"	午後一時から 午後三時まで	"	宇田川小学校
"	午後一時から 午後三時まで	"	大和小学校

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松田吉弘	鳥取第一六二号	昭和四十七年三月四日

十八日	午前十時から 午後三時まで	淀江小学校
十九日	午前十時から 午後二時まで	日吉津村 日吉津スポーツセン ター
二十一日	午前十時から 正午まで	岸本町 東公民館
二十二日	午後一時から 午後三時まで	岸本中学校
二十三日	午前十時から 正午まで	会見町 賀野農業協同組合
二十四日	午後一時から 正午まで	会見町中央公民館
二十五日	午後一時から 午後三時まで	西伯町 西伯中央集会所 阿賀公民館

鳥取県告示第二百八十一号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九
条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業
（えびけた網漁業）に係る許可の申請期間を昭和四十七年四月七日から昭
和四十七年四月二十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定によ
り告示する。

昭和四十七年四月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、
昭和47年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和47年4月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 日 時 昭和47年5月28日 午前9時30分から午後3時まで
- 2 場 所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
丙種化学主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石 油ガスの保安の確保及び取引の適正化 に関する法律に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保 安管理の技術	10時40分から 12時10分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応 用化学及び基礎的な機械工学	13時から 15時まで
第三種冷凍機械 主任者免状に係 る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な 基礎的な保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで

4 受験手続

次の書類を昭和47年4月10日から昭和47年4月30日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 写真 1枚(手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に氏名、年令及び撮影年月日を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。)
 - (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)
- 5 手数料及びその納付方法
- (1) 手数料700円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 その他
- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。
 - (2) 受験願書を受理した者には、受験票を交付する。
 - (3) 試験の結果は、合格者に通知する。
 - (4) 不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和47年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和47年4月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する検定職種

普通旋盤加工、タレット旋盤加工、フライス盤加工、平面研削盤加工、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立て仕上げ、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、回転電機組立て、配電盤組立て、開閉制御器具組立て、洋服仕立て、洋裁、左官、タイル張り、畳製作、プロック建築、指物製作、いす木地製作、建具製作、木型製作、木工塗装、建築塗装、金属塗装、広告美術仕上げ及び表具

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行なう。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和47年7月2日(日)から昭和47年10月1日(日)までの間に

おいて、指定する日に行なう。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和47年6月19日(月)に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日
 検定職種ごとに次の期日に行なう。

検 定 職 種	実 施 期 日
普通旋盤加工、タレット旋盤加工、フライス盤加工、平面研削盤加工、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立て仕上げ	昭和47年9月24日(日)
空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、回転電機組立て、配電盤組立て、閉閉制御器具組立て、洋服仕立て、洋裁、左官、タイル張り、畳製作、ゾロツク建築、指物製作、いす木地製作、建具製作、木型製作、木工塗装、建築塗装、金属塗装、広告美術仕上げ、表具	昭和47年10月1日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先

鳥取市青葉町1丁目111 大佐古組ビル内
 鳥取県技能検定協会(電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和47年5月8日(月)から昭和47年5月22日(月)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会で作付する。

なお申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定申請書用紙請求」と朱書し、通信用封筒(あて先を記入し、25円切手をはったもの)を同封して行なうこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
普通旋盤加工	4,000円
タレット旋盤加工	4,000円
フライス盤加工	4,000円
平面研削盤加工	4,000円

治工具仕上げ	4,000円
金型仕上げ	4,000円
機械組立て仕上げ	4,000円
空気調和設備配管	3,000円
給排水衛生設備配管	3,000円
回転電機組立て	4,000円
配電盤組立て	4,000円
開閉制御器具組立て	4,000円
洋服仕立て	3,000円
洋服裁	3,000円
左官	3,000円
タイル張り	3,000円
畳製作	3,000円
プロック建築	3,000円
指物製作	3,000円
いす木地製作	3,000円

建具製作	3,000円
木型製作	3,000円
木工塗装	3,000円
建築塗装	3,000円
金属塗装	3,000円
広告美術仕上げ	4,000円
表具	3,000円

イ 学科試験の手数料

1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては鳥取県技能検定協会が昭和47年10月31日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和47年11月上旬の県公報で公告するは
か、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県
知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取
県技能検定協会に問い合わせる事と。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】